

# 電波監理審議会（第1062回）議事要旨

## 1 日時

平成31年3月13日（水）9：00～12：56

## 2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、林 秀弥、櫻田 謙悟、長田 三紀

### (2) 審理官

中沢 淳一

### (3) 幹事

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

谷脇総合通信基盤局長、山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官、田原電波部長 他

## 4 議事模様

### (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（UWB無線システム屋外利用に係る制度整備）

（諮問第7号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

#### 【内容】

情報通信審議会一部答申に基づき、UWB無線システムの屋外利用に必要な関係規定を整備するもの。

### (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（UWB無線システム屋外利用に係る制度整備）

（諮問第8号）

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

#### 【内容】

UWB無線システムの屋外利用に伴い、周波数割当計画を変更するもの。

### (3) 航空機局の無線設備等保守規程の認定

（諮問第9号）

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

**【内容】**

電波法第70条の5の2に基づき、全日本空輸（株）他4社より、航空機局の無線設備の保守規程の認定に関する申請を受けたことから、認定する旨の諮問を行うもの。

(4) 無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案

（9GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入に係る制度整備）（諮問第10号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

**【内容】**

9GHz帯船舶用固体素子レーダーを導入するため、関係する省令改正等を行うもの。

(5) 無線設備規則の一部を改正する省令案

（2.5GHz帯／2.6GHz帯国内移動衛星通信システム導入に係る制度整備）（諮問第11号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

**【内容】**

平成30年12月12日に情報通信審議会より一部答申を受けた「2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システムの技術的条件」を踏まえ、当該システムを導入するための制度整備を行うため、無線設備規則の一部等を改正するもの。

(6) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する

省令案（高周波領域における電波防護指針の改定等に伴う制度整備）（諮問第12号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

**【内容】**

第5世代移動通信システム（5G）等の導入に伴う高周波領域における電波防護指針の見直し等を踏まえ、関係する省令改正等を行うもの。

(7) 日本放送協会に対する平成31年度国際放送等実施要請

（諮問第13号）

審議の結果、諮問のとおり要請することが適当との答申をした。

**【内容】**

日本放送協会に対して、放送法第65条第1項に基づき、国際放送等の実施を要請するもの。

(8) その他

第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について、総務省から報告があった。また、申請者に対するヒアリングを行った。

(文責：電波監理審議会事務局)